

普代村地域創生研究会設置要綱

(設置)

第1 本村におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の素案の策定及び推進に当たり、村職員及び外部専門家で構成する普代村地域創生研究会（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 ワーキンググループは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略及び人口ビジョンの素案の策定に関すること。
- (2) 普代村総合発展計画（後期基本計画）の素案の策定に関すること。
- (3) 普代村地域創生・人口減少対策本部及び普代村総合発展計画策定委員会との連携に関すること。
- (4) その他地域創生に関し必要な事項。

(構成員)

第3 ワーキンググループの構成員は、各課室の職員のうちから、必要となる人員（若年層職員）について当該職員の所属長が推薦した者で村長が任命した者、また、外部専門家で村長が任命した者で構成する。

(設置期間)

第4 ワーキンググループの設置期間は、本要綱の施行の日から平成28年3月31日までの間、設置する。

(構成員の任期)

第5 構成員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6 ワーキンググループの会議は、地域創生室長が招集し、地域創生室長が議長となる。

(成果の報告)

第7 地域創生室長は、ワーキンググループが所掌する事務の成果を普代村地域創生・人口減少対策本部長及び普代村総合発展計画策定委員長に報告するものとする。

(予算の執行等)

第9 ワーキンググループの調査研究等に必要な経費については、原則として地域創生室の予算をもって執行する。

(庶務)

第10 ワーキンググループの庶務は、地域創生室で行う。

(補則)

第11 この訓令に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。